

各高等学校の先生方へ

茨城県では令和5年度（令和6年3月新規高等学校卒業予定者）から全国高等学校統一用紙 履歴書（応募書類 その1）の記入方法について、「手書き」のほか、「パソコンでの作成についても明文化しました。」

※ 全国高等学校統一用紙 履歴書（応募書類 その1）の記入方法にあたってのQ&A

- Q1. なぜ、今回高校生の履歴書の記入方法を変更したのか。
- A. 一部の方から高校生が企業に応募する際、なぜ、手書きの履歴書なのかといった意見が届いていたことから、就職慣行アンケート(1人1社制)調査を実施するタイミングで、事業所や卒業就職者の方々にご意見を伺ったところ、回答者2366人中1555人(65.7%)、事業所(69.7%)、卒業就職者(62.7%)の方が「手書き・PC入力・どちらでも可」というご意見であったため、令和5年度茨城県就職問題検討会議で協議し決定いたしました。
- Q2. なぜ、事業所が求人票に履歴書の記入方法を記入する必要があるのか。全国統一の応募書類なのだから「手書き作成」で良いのではないか。
- A. 事業所や卒業就職者の6割以上の方が、「手書き以外でも可」と回答していること、その他の意見として、「事業所の意向、生徒の書きやすい方が良い、学校の先生・生徒の負担軽減、何らかの理由で手書きできない、パソコンが使えない」といった意見があり、3種類からの選択制にしました。
- Q3. パソコンで履歴書を作成すると学校や生徒が、項目やサイズを変更してしまうことはないか。
- A. 茨城県就職問題検討会議で決定した「申し合わせ」で項目やサイズの変更不可と周知を図ること、また、各高等学校に対し検討会議構成員の傘下高等学校や各ハローワークの開催する進路指導担当者会議などでも周知の徹底を図ってまいります。
※茨城県内の高等学校には、茨城県や各ハローワークを通じてパソコン用履歴書を配布する予定です。（デジタル化のフォーマットにはなっていません）
- Q4. パソコン入力で履歴書を作成する際のフォントについて指定はあるか。
- A. フォントは、特に指定はありません。事業所側が見やすいように作成をお願いします。

※茨城県内の各ハローワークに求人票を提出し、受理された事業所で就業場所が県内にある場合に限る。



- ①手書き作成・パソコン入力どちらでも可
- ②手書き作成
- ③パソコン入力

のいずれかを事業所が選択し求人票補足事項に記入しています。
※茨城労働局作成の「求人票（高卒）の見方のポイント」を参照ください。

- Q5. 募集に関するリーフレットや関係書類（全国高等学校統一用紙（応募書類その1）履歴書「パソコン用」など）をインターネットから入手することは可能か。
- A. 茨城労働局のホームページトップ画面に「新規学校卒業予定者等（募集・応募）関係」と表示したバナーを配置しましたので、クリックし ①高等学校の皆様へ「全国高等学校統一用紙履歴書（パソコン用）：エクセルシート」をダウンロードしてご使用ください。
- Q6. 茨城県外の事業所に応募する際にパソコンで入力、作成した全国高等学校統一用紙履歴書を使用してよいのか。
- A. パソコン入力は、今年度から初めて茨城県の「申し合わせ」の中で明文化されましたが、他県については例年どおりの取扱いとなっています。
- 【茨城県外の高等学校生が茨城県内の事業所で就業場所も茨城県内の求人に応募する場合】**
- Q7. 茨城県内の企業（事業所）で、就業場所も茨城県内という求人票に茨城県外の高等学校生が応募する場合は、求人票の補足事項欄に記入されている履歴書の作成方法で良いのか。
- A. 求人票の補足事項欄に記入されているとおりです。ただし、求人票補足事項欄の履歴書記入方法で作成できない何らかの理由がある場合には、事業所と調整をお願いします。

※ ご不明な点については、茨城県内各ハローワークにお尋ねください。